

# 横浜市立日限山中学校 『いじめ防止基本方針』

2024年(令和6年)4月5日改定

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義(『いじめ防止対策推進法』第2条より)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行うものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

#### 補足①

一定の人間関係とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級・部活動や塾・地域スポーツクラブなど、当該児童生徒との何らかの人間関係を指します。

#### 補足②

いじめの具体的な例(態様)として

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる(脅迫、名誉毀損、侮辱)
- 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする(暴行)
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする(暴行、傷害)
- 金品をたかられる(恐喝)
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする(窃盗、器物破損)
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする(強要、強制わいせつ)
- ネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる(名誉毀損、侮辱)

### (2) いじめを防止するための基本的な方向性

生徒の健全な育成のため、また本校の学校教育目標「自他の生命を尊重する心の育成」及び、中期学校目標「多様性を尊重し、誰もが安心して豊に生活することができる学校づくりを目指します」を実現するためにも、日限山中学校では全職員の共通理解のもと、いじめの防止のために毅然とした態度で望みます。そのために、日限山中学校『いじめ防止基本方針』を策定し、次の取り組みを実行します。

## 2 組織の設置及び組織的な取り組み

### (1) 日限山中学校「いじめ防止対策委員会」の設置及び構成

#### 構成員

○校長 副校長 生徒指導専任 学年主任 生徒指導部長 個別支援学級主任

特別支援教育コーディネーター 養護教諭 スクールカウンセラー(SC)

※必要に応じて、スクールソーシャルワーカー(SSW)などの心理・福祉等の専門家の参加を求める。

### (2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

#### 役割

いじめの未然防止・早期発見・事案対処・記録・取組の検証に関する組織的かつ実効的な中核の役割を担います。

#### 補足

- 1) いじめ事案に対して、「いじめ防止対策委員会」が中心となって組織的に取り組む。いじめの疑いがあるときは、学級担任等一部の教職員で抱えこむことなく、この組織が中心となって判断や対応を行う。
- 2) いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担を行う際は、「いじめ防止対策委員会」が中心となる。
- 3) 重大事態が起きた場合は、「いじめ防止対策委員会」が中心となって調査を行う。
- 4) 「いじめ防止対策委員会」がいじめ防止に向けた年間計画を作成し、その活動結果の検証を行う。

### (3) 年間計画

- 1) 「いじめ防止対策委員会」の開催：原則毎月1回。但し、必要があれば臨時に開催する
- 2) 教育相談の実施：4月・7月・8～9月・12月
- 3) アンケートの実施：4月・5月（記名式）・7月・8月～9月・12月（無記名式）
- 4) 家庭訪問の実施：必要に応じて随時
- 5) PTA総会：5月
- 6) Y-P アセスメント（6月、12月）
- 7) 保護者面談・三者面談の実施：7月・（11月3年のみ）・12月
- 8) 横浜子ども会議7月～11月
- 9) SOS の出し方教育：4月～
- 10) PTA役員との情報交換：毎月
- 11) 主任児童委員との情報交換：毎月
- 12) 学校・家庭・地域連携事業：総会＝7月
- 13) 学校運営協議会：5月、2月

## 3 いじめの未然防止及び早期発見・事案対処のための取り組み

### (1) いじめの未然防止

#### ① 校内の風土づくり

本校の生徒指導の重点を「積極的な生徒指導」として、日常の学校生活において「当たり前の規律」をスタンダードとし、小さな変化を見逃さない

- 1) あいさつを大切に = 「日常的なあいさつ」と「授業の始まり・終了のあいさつ」
- 2) 時間を大切に = チャイム着席、登校・下校時間などの徹底
- 3) 授業中の規律を大切に = 着席姿勢、発言の仕方など

#### ② 適切な人間関係の育成

- ・道徳の時間を中心に、あらゆる教育活動（学級・教科・特活・総合等）において「人との関わり方」の教育プログラム（Y-P プログラムなど）を充実させ、子どもたちの自己有用感を醸成する。
- ・人権教育の中で、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりをすすめる。

#### ③ 教職員の資質向上

「いじめ防止対策委員会」を中心として、生徒理解・教育プログラムの充実・自己有用感の醸成などを目的とした職員研修会を開催する。

#### ④ 地域や外部機関との連携を積極的に行い、情報交換を大切にする。

- 1) 学校・家庭・地域連携事業
- 2) 学校運営協議会
- 3) 教職員及び生徒の地域行事等への参加
- 4) 学校行事等への地域関係者の招待
- 5) 学校便りの発信
- 6) 学校ホームページの発信

### (2) いじめの早期発見

#### ① いじめを見逃さないための体制強化

- 1) 生徒とのコミュニケーションを大切にして、情報を速やかに収集する。
  - 日常的な会話 ○定期的な教育相談や面談 ○アンケートの実施など
- 2) 保護者とのコミュニケーションを大切にして、情報を速やかに収集する。
  - 日頃より個々の生徒の学校での様子を家庭に伝え、家庭の様子を聞く。
  - 家庭訪問 ○保護者面談 ○懇談会 ○学校便り・学年通信・学級通信など
- 3) 教職員間の情報伝達、情報共有を大切にする。
  - 日常的な会話 ○会議や打ち合わせ ○事案が起きたときの連絡体制の確立

### (3) いじめに対する措置

#### ① 組織的な対応の徹底

- 1) 「いじめ防止対策委員会」を中心に、校長・副校長のリーダーシップのもと、生徒指導専任・学年主任・特別支援教育コーディネーター、養護教諭・生徒指導部長・生徒指導部を中心に、スクールカウンセラー(SC)を含めた組織としての共通理解を図る。
- 2) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」を中心に学校組織全体として、速やかに対応する。

#### ② 当該生徒及び保護者への支援=いじめを受けた生徒を守ることを最優先する。

- 1) プライバシー保護、学校復帰が阻害されないように配慮する。
- 2) 事情や心情をよく聴き取るとともに、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援を行う。

#### ③ 関係生徒及び保護者への指導・支援

- 1) 当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 2) 事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて適切に指導するとともに継続的な支援を行う。

#### ④ 警察等の関係機関・専門機関との連携

いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や生徒の生命、身体または財産に重大な被害を生じる場合は直ちに警察へ通報する。

### (4) いじめの解消への取り組み

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。(いじめは気づきにくく判断しにくい形で行われ、継続されていることを認識していなければならない。) 解消に至る間、解消に至っても当該生徒への見守り、支援を継続していく必要性があります。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
- ② 本人と保護者に対して、安心して生活できていることを確認すること。

(具体的な取り組み)

- ・定期的な面談活動(SCを含む)
- ・安心できる見守り活動
- ・自己有用感回復のための活動
- ・学級・学年風土の直し・改善
- ・保護者との継続的な連携

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条によるいじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」(同項第1号)「いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされています。

### (2) 報告

重大事態(疑いを含む)と思われる事案が発生した場合は、直ちに南部学校教育事務所(教育委員会)に報告する。

## 5 組織・取組・方針の見直し

「いじめ防止基本方針」を見直す必要がある場合は、「いじめ防止対策委員会」を中心に検討し、職員会議の了承をもって改めることができる。その内容は改めて公表する。